



白井市

消費生活センター

だより

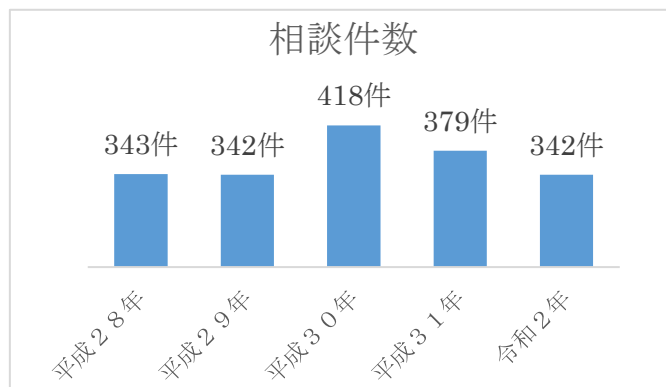
第9号 令和3年7月発行

発行元：白井市消費生活センター
(市民環境経済部産業振興課)
TEL：047-492-1111 (代表)

《令和2年度相談件数》

令和2年度の相談件数は342件でした。
昨年度の相談件数379件より10%減少
しています。

高齢者(60歳以上)の相談は149件で、
全体の44%にあたります。



《相談内容別件数 上位》

- ・SMS(ショートメッセージ)による
架空請求、不在通知等
- ・オンラインゲーム等インターネット関連
- ・マスク ・除菌剤
- ・化粧品 ・健康食品の定期購入

携帯電話に大手通販業者や宅配業者を装って、「不在のため荷物を持ち帰った」などのショートメッセージ(携帯番号を利用したメール)が届いたとの相談が多くなっています。
メールは開かず、URLはクリックしないようにしましょう。



《最近、多い相談内容》

新型コロナの影響で、通信販売の相談が増えました。ダイエット食品や化粧品の定期購入のトラブルは依然として多く、他には商品が届かない等の相談がありました。通信販売を利用する際は、必ず「利用規約」「特定商取引法上の表記」を確認しましょう。

インターネットの料金が安くなると言われて契約したが安くない等の、インターネット回線のトラブルも後を絶ちません。契約内容をよく確認して契約するようにしましょう。

何か変だな、おかしいな、と思ったら、消費生活センターへ相談してください。

白井市消費生活センターのご案内

相談日：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

相談時間：10:00～12:00、13:00～16:00

場所：白井市役所 本庁舎2階

電話：047-492-1111(代表)

広報誌毎月15日号に「はい!消費生活センターです」を掲載中!!!

クーリング・オフを知って賢い消費者を目指しましょう！

クーリング・オフできますか？

- ① スマートフォンで痩身アイテムを検索した。サプリメントを購入したが、効果を感じることができないのでクーリング・オフしたい。
- ② 突然、「屋根の無料点検をしています。今なら格安で修理します。」と業者が訪問して来て契約してしまった。クーリング・オフできるか。

※答えは一番下にあります。

「クーリング・オフ」とは、消費者が無条件に契約を解約することができる制度です。法律で規定されている販売形態であれば、一定期間は理由を問わず、契約を解約することができます。また、契約をして、サービスを提供されている場合でも利用することができます。

「契約したけれど…よく考えたら必要なかった」など、契約後に考え直す期間（頭を冷やす期間）ですが、取引形態でクーリング・オフの期間が違います。詳しくは消費生活センターへご相談ください。

注意情報！！

店舗・通信販売（テレビショッピング含）は
クーリング・オフ制度の適用はありません。

※クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、契約を解約できる場合があります。
困ったときは、消費生活センターへご相談ください。



出前消費者講座のご案内 ～自立した消費者をめざして～

市の消費生活相談員が地域で起きている身近な事例や最新の消費者トラブルの動向をゲームやクイズを織り交ぜてお話しします。ご近所での会合、地域で活動するグループや高齢者サロンなどで、ぜひご利用ください。

講師（相談員）の派遣は無料です。

内容や日時・場所についてはご相談ください。【問】産業振興課 401-4641



答え：①クーリング・オフはできません（通信販売のため） ②クーリング・オフできます